



**IFRS<sup>®</sup>**  
Accounting

2025年6月

## 情報要請

IFRS<sup>®</sup>会計基準

---

### 適用後レビュー IFRS第16号「リース」

コメント期限：2025年10月15日

## 情報要請

# IFRS 第 16 号「リース」 の適用後レビュー

コメント期限：2025 年 10 月 15 日

Request for Information *Post Implementation Review of IFRS 16 Leases* is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. Comments need to be received by **15 October 2025** and should be submitted by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the International Accounting Standards Board (IASB) and the Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2025 IFRS Foundation

**All rights reserved.** Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org).

Copies of IASB publications may be ordered from the Foundation by emailing [customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Request for Information contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world including 'IAS®', 'IASB®', the IASB® logo, 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, the 'Hexagon Device', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'NIIF®', 'SIC®', 'ISSB™' and 'IASB®'. Further details of the Foundation's trade marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

## 情報要請

# IFRS 第 16 号「リース」 の適用後レビュー

コメント期限：2025 年 10 月 15 日

情報要請「IFRS 第 16 号『リース』の適用後レビュー」は、国際会計基準審議会（IASB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2025 年 10 月 15 日までに到着する必要がある、[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、国際会計基準審議会（IASB）及び当財団は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2025 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org) に連絡されたい。

IASB 公表物の写しは、[customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> を通じて注文することができる。

本公表物に含まれている情報要請の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’、‘IASB®’、IASB® ロゴ、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、IFRS® ロゴ、‘IFRS for SMEs®’、IFRS for SMEs® ロゴ、Hexagon Device’、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘NIIF®’、‘SIC®’、‘ISSB™’及び‘SASB®’がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

## 目 次

|                                   | 開始ページ |
|-----------------------------------|-------|
| はじめに                              | 6     |
| コメント募集                            | 9     |
| 情報要請                              | 11    |
| 1. IFRS 第 16 号の全体的評価              | 11    |
| 2. 借手による判断の適用からもたらされる情報の有用性       | 15    |
| 3. 借手のリース関連キャッシュ・フローに関する情報の有用性    | 19    |
| 4. 借手による測定 of 要求事項の適用のための継続的成本    | 22    |
| 5. 将来の経過措置の改善の可能性                 | 25    |
| 6. IFRS 第 16 号の影響の評価に関連性のあるその他の事項 | 27    |

## はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビューを実施している。

IASB は、米国財務会計基準審議会（FASB）と共同で、リースの財務報告を改善するための共同プロジェクトを 2006 年 7 月に開始した。

IASB は IFRS 第 16 号を 2016 年 1 月に公表した。FASB は会計基準更新書 2016-02「リース」を 2016 年 2 月に公表し、これにより FASB 会計基準コード化体系を修正し、FASB ASC トピック 842「リース」（トピック 842）を作成した。

IFRS 第 16 号は、リースの認識、測定、表示及び開示に関する原則を示している。

IFRS 第 16 号の目的は、借手及び貸手がリースを忠実に表現する  
関連性のある情報を提供することを確保することである。

IASB は、IFRS 第 16 号が借手の財務レバレッジ及び使用している資本に関する透明性を高めることによって財務報告の質を改善することを期待している。

IASB は、IFRS 第 16 号が、資産をリースする企業と資産を購入するために借入を行う企業との間で、これらの取引の経済的相違を反映しつつ比較可能性を改善することを期待している。

IFRS 第 16 号は、IAS 第 17 号「リース」、IFRIC 第 4 号「契約がリースを含んでいるかどうかの判断」、SIC 第 15 号「オペレーティング・リース—インセンティブ」及び SIC 第 27 号「リースの法的形式を伴う取引の実質の評価」を置き換えた。

## 時系列



## 適用後レビューとは何か

IASB は、新規の IFRS 会計基準書又は基準書の大規模な修正のそれぞれの適用後レビューを実施する<sup>1</sup>。適用後レビューの目的は、**新しい要求事項の適用が財務諸表利用者（利用者）、作成者、監査人及び規制当局に与えている影響が、その新しい要求事項の開発時に意図されていたものであるかどうかを評価することである**。このような評価の基礎は、新しい要求事項から生じる可能性の高い便益並びに当初の及び継続的なコストの影響分析であり、それは IASB が新しい要求事項を公表する際に公表される<sup>2</sup>。

適用後レビューの間に、IASB は、新しい要求事項の開発中に議論した重要な又は議論の多い事項及びそれらの新しい要求事項が公表された後の市場の動向を考慮する。また、新しい要求事項の適用により、IASB が当該要求事項を開発した際に気付いていなかった意図しない帰結が生じているかどうかを検討する。

適用後レビューは、新しい要求事項が全体として意図されたように機能していて、情報の利用者にとっての便益が予想よりも著しく低くはなく、当該要求事項の適用並びにその適用の監査及び執行のコストが予想よりも著しく高くはないかどうかの評価を伴う。

IASB が新規の基準書又は基準書の大規模な修正を公表する際に、IASB と IFRS 解釈指針委員会（委員会）は、当該基準書又は大規模な修正の導入を、例えば、次のことによって支援する。発生する適用上の疑問点を議論するための移行リソース・グループの設置、一貫した適用を支援するための資料の公表又は適用上の疑問点に対応したアジェンダ決定の公表によってである<sup>3</sup>。新基準書又は大規模な修正の導入を支援する過程で、IASB は新しい要求事項を修正する必要があると決定する場合がある<sup>4</sup>。利害関係者は、新しい要求事項の適用に関して提出の要件を満たす質問をいつでも委員会に提出することを推奨される<sup>5</sup>。このプロセスは依然として適用上の疑問点に回答するための最善の方法である。適用後レビューにより適用上の疑問点が識別される場合もある。

<sup>1</sup> IFRS 財団デュー・プロセス・ハンドブック 参照。適用後レビューのプロセスの詳細な記述は、我々の ウェブ サイトで入手可能である。

<sup>2</sup> IFRS 第 16 号「リース」の影響分析は、IFRS 第 16 号の生じる可能性の高いコストと便益を記述している。コストと便益は総称して「影響」と呼ばれる。

<sup>3</sup> IFRS 第 16 号の一貫した適用を支援する資料（アジェンダ決定を含む）については、適用支援のウェブページを参照。

<sup>4</sup> IASB は IFRS 第 16 号の修正を、2020 年 5 月の「Covid-19 に関連した賃料減免」、2020 年 8 月の「金利指標改革—フェーズ 2」、2021 年 3 月の「2021 年 6 月 30 日より後の Covid-19 に関連した賃料減免」及び 2022 年 9 月の「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」で公表した。

<sup>5</sup> 「デュー・プロセス・ハンドブック」の 5.13 項から 5.19 項参照。

## IASB は適用後レビューにおいて各事項の優先順位をどのようにして付けるのか

IASB は、適用後レビューで識別した事項について何らかの対応を取るべきかどうか及びそれらの事項の優先順位を付ける方法を、適用後レビューを通じて収集した情報が次のことをどの程度示唆しているのかに応じて、検討する。

- (a) 当該事項が**重大な影響**を有している（例えば、実務の幅広い多様性が、利用者が趨勢を分析し企業の比較を行う能力に重要性がある影響を与えている）。
- (b) 当該事項に**広がりがある**（例えば、さまざまな産業及び法域において頻繁に発生する取引に影響を与えている）。
- (c) 当該事項が、IASB 又は委員会が**対処できる**財務報告上の論点から生じている（例えば、実行可能な解決策が存在している可能性が高い）。
- (d) 対応することの便益が**コストを上回る**と見込まれる（変更による現行の実務の混乱及び運用コストの程度を、利用者にとっての当該事項の重要度に照らして考慮）。

対応には、基準設定、委員会への事項の照会又は一貫した適用を支援するための資料の開発が含まれる可能性がある。IASB は対応が必要ないという結論を下すこともあり得る。適用後レビューは基準設定プロジェクトではなく、自動的に基準設定に至るわけではない。

## 適用後レビューはどのような手続で行うか

### 第 1 フェーズ

IASB は、IFRS 会計基準に関係する団体及び関心のある利害関係者（委員会、IASB の諮問グループを含む）の幅広いネットワークを活用して、検討すべき事項を識別する。



IASB は、第 1 フェーズで識別した事項についての情報及び適用後レビューに関連性のあるその他の情報を利害関係者に求めるため**情報要請**を公表する。これには誰もが回答することができる。

### 第 2 フェーズ

IASB は、公開協議から受けたコメントを追加的な分析及び協議から収集した情報とともに検討する。



IASB は、発見事項及び今後の手順（もしあれば）を要約した**報告書及びフィードバック・ステートメント**を公表する。今後の手順には、委員会への事項の照会、要求事項の一貫した適用を支援する資料の提供又は基準設定の可能性の検討が含まれる可能性がある。

## コメント募集

---

### 質問の要約

この情報要請は、6つのセクションにおいて質問を示している。

- (a) セクション 1 は、IFRS 第 16 号に関する利害関係者の経験に関する情報及び当該基準書に対する全体的な見解を求めている。
- (b) セクション 2 から 4 は、IASB がこの適用後レビューでさらに検討すべき関心領域として識別した IFRS 第 16 号における事項に関する情報を求めているものであり、当該基準書のすべての側面を扱っているわけではない。
- (c) セクション 5 は、将来の経過措置の改善についての提案を求めている。
- (d) セクション 6 は、セクション 1 から 5 では扱っていない IFRS 第 16 号の適用後レビューに関連性のあるその他の情報を求めている（他の IFRS 会計基準書の要求事項との関係を含む）。

これらの質問に対する回答は、この適用後レビューにおける IASB の評価に情報を与えることになる（7 ページの「適用後レビューとは何か」のセクション参照）。

### 質問への回答のためのガイダンス

コメント提出者はすべての質問に回答する必要はない。コメントは次のようなものである場合に最も有用である。

- (a) 記述された質問に回答している。
- (b) 関係する IFRS 会計基準書の項を記載している。
- (c) 実際の影響と IFRS 第 16 号の予想された可能性の高い影響との間の重大な相違を説明している。
- (d) これらの重大な相違が、IASB が当該基準書を公表した後の市場の動向によって生じたものかどうか、又は要求事項の適用のコストと便益のバランスが変化したという新たな証拠があるかどうかを説明している。
- (e) 証拠で裏付けられていて、当該事項が重大な影響を有していて広がりがある（8 ページ参照）ことにより、新しい要求事項が意図されたように機能していないことを示唆するほどの重大性のある事項を IASB が識別するのに役立つ。
- (f) 回答者が提案する解決策及びそれが便益とコストの評価にどのように影響を与える可能性があるのか（例えば、ある解決策がトピック 842 の要求事項とおおむねコンバージェンスされている IFRS 第 16 号の要求事項に影響を与える場合）を記述する。

財務諸表の作成者 — 自社がリースをどのように会計処理しているのかを考慮して質問に回答されたい。

監査人、規制当局及び利用者 — 自らが監査、規制又は利用する財務諸表を考慮して質問に回答

されたい。

IASB は、回答者が質問に回答するために詳細な調査を行うことは期待していないので、回答を提供する際には、IFRS 第 16 号の適用（又は当該基準書に従って作成された情報の利用）についての経験を通じてすでに知っている事項及び懸念を考慮されたい。

## 期限

IASB は、2025 年 10 月 15 日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

## コメントの方法

コメントは電子的に提出されたい。

オンライン <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

電子メール [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org)

コメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイトに掲載される。ただし、回答者が秘密扱いを要求して我々がそれを認める場合は除く。そうした要求は、例えば商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。秘密扱いを要求したい場合には、レターを提出する前に [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) に連絡されたい。

## 情報要請

---

### 1. IFRS 第 16 号の全体的評価

#### 文 脈

IASB は、全体として IFRS 第 16 号が意図されたように機能しているかどうかを評価するために、IFRS 第 16 号に関連する利害関係者の見解及び経験を理解したいと考えている。

#### 背 景

IFRS 第 16 号は、リースの認識、測定、表示及び開示に関する原則を示している。当該基準書の目的は、借手及び貸手がリースに関する関連性のある情報を当該取引を忠実に表現する方法で提供することを確保することである。この情報は、リースが企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えている影響を利用者が評価するための基礎を提供する<sup>6</sup>。

目的を満たすため、当該基準書は借手がすべてのリースを金融の提供として会計処理する単一の借手の会計モデルを導入した（IFRS 第 16 号は、借手がリースをオペレーティング・リース又はファイナンス・リースのいずれかに分類するモデルを廃止した）。ほとんどすべてのリースについて、IFRS 第 16 号は借手に次のことを要求している。

- (a) 財政状態計算書においてリース資産（使用权資産）及びリース負債を認識する。
- (b) 純損益計算書においてリース資産の減価償却及びリース負債に係る利息をリース期間にわたって認識する。
- (c) キャッシュ・フロー計算書において以下についての現金支払を次のように分類する。
  - (i) リース負債の元本部分に係る現金支払を財務活動の中に分類する。
  - (ii) リース負債の利息部分に係る現金支払を IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の利息支払についての要求事項に従って分類する。

IASB は IAS 第 17 号における貸手の会計モデルを引き継ぐことを決定した。したがって、貸手は引き続き、リースをファイナンス・リース又はオペレーティング・リースのいずれかに分類し、それら 2 種類のリースを別々の方法で会計処理する。

IASB は、IFRS 第 16 号における新しい要求事項の便益とコストを検討し、これらについて **IFRS 第 16 号に関する影響分析**において議論した。IASB は、IFRS 第 16 号の適用により、借手の資産及び負債のより忠実な表現がもたらされるとともに、借手の財務レバレッジ及び使用している資本に関する透明性が高まるであろうと結論を下した。この情報には次のことが期待された。

---

<sup>6</sup> IFRS 第 16 号の第 1 項参照。

- (a) 投資者及びアナリストが借手の財政状態計算書及び純損益計算書に表示されている金額を調整する必要性を減少させる。
- (b) 借手がリースに関する「非 GAAP」情報を提供する必要性を減少させる。IFRS 第 16 号は、企業が IAS 第 17 号を適用していた時よりも豊かな内容の情報セットを提供し、企業の営業活動に対するより詳細な知見を与える。
- (c) 資産をリースする企業と資産を購入するために借入を行う企業との間の比較可能性を改善しつつ、これらの取引の間の経済的相違を反映する。
- (d) リースに関する透明性のある情報を提供し、すべての市場参加者にこの情報に対する同等のアクセスを与える。企業が IAS 第 17 号を適用していた時には、洗練度のより高い投資者及びアナリストのみが、企業が提供した情報を用いて見積りを行っていた。

IASB は、重要性があるオペレーティング（オフバランス）・リースを有する企業には、次のことを行うための導入コストが生じるであろうと予想した。

- (a) システム及びプロセスを設定すること（スタッフの教育を含む）
- (b) リース資産及びリース負債を現在価値ベースで測定するために用いる割引率を決定すること
- (c) 報告する情報の変更を外部者に伝達すること

IASB は、借手が IFRS 第 16 号に従って情報を提供するためにシステムを更新した後は、継続的なコストは IAS 第 17 号を適用して借手に生じていたコストよりも多少高くなるだけであろうと予想した。借手が IFRS 第 16 号を適用するために入手するデータは、IAS 第 17 号を適用するために用いていたデータと同様である。ただし、企業が IFRS 第 16 号を適用する際に財政状態計算書に認識するすべてのリースについて決定する必要のある割引率は例外である。

## スポットライト 1 — 全体としての IFRS 第 16 号に対する見方

### 利用者の見方

利用者からの初期的なフィードバックは、IFRS 第 16 号は意図されたように機能しており、目的を達成し、財務報告を改善したことを示唆している。大半の利用者は、IFRS 第 16 号は借手が使用している資本及び借手の財務レバレッジを評価するために利用者が用いている財務情報の透明性及び質を、特にリースを広範に使用している産業（小売、航空及び電子通信など）において改善したと述べた。これらの利用者は、財政状態計算書におけるリースの認識は、リースが負債類似の取引であるという見解を反映していると述べた。開示に関して、利用者は、より詳細な情報が財務諸表注記に開示されることは、IAS 第 17 号に従って開示されている情報に対する有意義な改善であると述べた。

一部の利用者は、資産をリースする企業と資産を購入するために借入を行う企業のキャッシュ・フローに関して IFRS 会計基準に従って提供される情報は比較可能でないと述べた（セクション 3 参照）。一部の利用者は、IFRS 第 16 号で要求されている判断の使用は、場合によっては報告される財務情報の比較可能性を低下させると述べた（セクション 2 参照）。しかし、他の利用者の一部は、IFRS 第 16 号は、利用者がリース負債をオペレーティング・リース費用

の倍率または将来の最低リース料の現在価値に基づいて見積るために用いていた従前の方法よりも正確な情報を提供していると述べた<sup>7</sup>。多くの利用者が、IFRS 第 16 号とトピック 842 との間での要求事項の差異により、純損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における情報の比較可能性が低下しており、分析の複雑性が増大し追加的なコストが生じていると述べた。

IASB は、IFRS 第 16 号により、投資者及びアナリストが借手の報告した金額を調整する必要性が減少すると期待した。少数の利用者はその期待が満たされていると述べたが、他の一部の利用者は、IFRS 第 16 号に従って報告された金額を引き続き調整していると述べた。その理由は、例えば、次のことによるものである。

- (a) 彼らはリース負債についての見積りを、投下資本に対する経済的リターンを比較するために、リース資産の耐用年数（IFRS 第 16 号に従って決定されたリース期間ではなく）に基づいて行っている。
- (b) 彼らはリース負債を債務と見ていない。
- (c) 多くの企業に、調整後の（通常は IFRS 第 16 号適用前の）指標に基づく財務制限条項（新規の債券発行を含む）がある。

多くの利用者は、企業を分析し比較するためのモデルの更新には、特に過去の趨勢に歪みが生じるため、多大な労力を要すると述べた。彼らの分析はさらに複雑となった。IFRS 第 16 号が、当該基準書を導入した借手が複数の経過措置の選択肢、実務上の便法及びオフバランスのリースに係るリース資産の測定方法の選択を認めたからである。

### 作成者及びその他の利害関係者の見方

規制当局、監査人及び基準設定主体からの初期的なフィードバックは、IFRS 第 16 号は意図されたように機能しており、目的を達成し、財務報告を改善したことを示唆している。

多くの作成者は、当該基準書が目的を達成したのかどうか不明確であると述べた。IFRS 第 16 号を適用するために高い継続的コストが生じるが、便益は限定的又は皆無と見ているからである。しかし、他の作成者は、IFRS 第 16 号により企業の内部統制及び会計機能と事業機能との間の協調が改善されたと述べた。

多くの作成者は、内部管理目的で、彼らはキャッシュ・フロー計算書及び純損益計算書において表示した財務情報を IFRS 第 16 号の影響を取り消すように調整していると述べた。これらの調整は、これらの作成者の見解では、IFRS 第 16 号に従って表示される情報はリース取引を忠実に表現していないことを示唆するものである（リース関連キャッシュ・フローに関してのこれらの作成者からのより詳細なフィードバックについては、セクション 3 参照）。

多くの作成者は、IFRS 第 16 号の導入のコストが（予想されたとおり）高いのは、次のことが必要であるためであると述べた。

- (a) 新しい会計モデルを多くの契約に適用すること
- (b) 割引率及びリース期間を決定するために重大な判断を適用すること

<sup>7</sup> IAS 第 17 号は、借手に対しオペレーティング・リースについて、当期に費用として認識したリース料及び解約不能のオペレーティング・リースから生じた将来の最低リース料の合計額を開示することを要求していた。

(c) 高価な IT ソリューションを導入すること。一部の作成者は、彼らが IFRS 第 16 号を導入した際には、十分に開発された IT ソリューションが利用可能でなかったと述べた。

一部の作成者は、継続的なコストは合理的であると述べた。しかし、多くの他の作成者は、特にリース負債を測定（又は再測定）する際には、予想より高い継続コストが生じると述べた（セクション 4 参照）。一部の作成者は、次のような状況についても、予想より高い継続コストが生じると述べた。

(a) グループ内リース — 作成者は、グループ内リースに関して二重の会計記録を IFRS 会計基準に従って作成する個別（又は単独）財務諸表のために維持し、各報告日現在の連結財務諸表でグループ内リースを消去することのコストの高さに関する懸念を示した。

(b) 企業結合 — 作成者は、IFRS 第 3 号「企業結合」を適用して取得したリース契約を認識するためのコストの高さに関する懸念を示した。

一部の作成者は、当該基準書における一部の要求事項の簡素化により、コストと便益のバランスが改善される可能性があるとして述べた。

いくつかの懸念はあるものの、大半の利害関係者は IFRS 第 16 号の要求事項の大幅な変更への要望を示さなかった。大半の作成者は、当初の困難の後に、ほとんどの事項について実務でよく機能する会計方針及びプロセスを開発しており、当該基準書の根本的な変更は変更の便益を上回るような一層の混乱を生じさせる可能性があるとして述べた。

## 質問 1 — IFRS 第 16 号の全体的な評価

- (a) 回答者の見解では、IFRS 第 16 号はその目的（11 ページ参照）を満たしていて中心となる原則は明確か。そうでない場合は、明確でないという理由を説明されたい。
- (b) 回答者の見解では、リースに関する財務情報の質及び比較可能性の全体的な改善は、おおむね IASB が期待したとおりであるか。全体的な改善が期待よりも著しく低いという見解である場合には、その理由を説明されたい<sup>8</sup>。
- (c) 回答者の見解では、要求事項の適用並びにその適用の監査及び執行の全体的な継続コストはおおむね IASB が期待したとおりであるか。全体的な継続コストが期待よりも著しく高いという見解である場合には、その理由、IASB がこれらのコストをどのように低減させることを提案するのか、及び回答者の提案が IFRS 第 16 号の便益にどのように影響を与えるのかを説明されたい<sup>9</sup>。

IFRS 第 16 号の影響分析は、当該基準書の予想された可能性の高い影響（便益並びに導入コスト及び継続コストを含む）を記述している。

9 ページから 10 ページの「質問への回答のためのガイダンス」参照。

<sup>8</sup> セクション 2 から 3 は、もたらされる情報の投資者及びアナリストにとっての有用性に影響を与える可能性のある IFRS 第 16 号の特定の要求事項をより詳細に論じている。当該要求事項の適用から生じる情報の有用性が IASB が期待したよりも著しく低いことを示す証拠がある場合には、それらのセクションを参照されたい。

<sup>9</sup> セクション 4 は、IFRS 第 16 号の特定の要求事項の適用の継続コストをより詳細に論じている。当該要求事項の適用から生じる継続コストが IASB が期待したよりも著しく高いことを示す証拠がある場合には、セクション 4 を参照されたい。

## 2. 借手による判断の適用からもたらされる情報の有用性

### 文 脈

このセクションは、財務情報の比較可能性に関する懸念の原因となっていると利害関係者が述べた IFRS 第 16 号の部分のいくつかについて論じる。これらの懸念のいくつかは、一部のリース契約に関して企業がリース期間の決定、割引率又はどの変動リース料をリース負債の測定に含めるべきかについて困難を感じる場合があるために生じている。

IASB は、判断の適用が利用者にとっての情報の有用性に影響を与えるかどうか、及びその結果として、リースに関する財務情報の質及び比較可能性の改善が IFRS 第 16 号の公表時に IASB が期待したよりも著しく低いかどうかを理解したいと考えている。IASB は、比較可能性に関する利害関係者の懸念が要求事項の明瞭性に関連しているかどうか（及び要求事項を一貫して適用できるかどうか）又は結果の差異が企業のさまざまな事実及び状況を反映しているかどうかとも理解したいと考えている。

借手による判断の適用から生じる情報の有用性が期待よりも著しく低い場合、IASB は、利害関係者の見解では、IASB が当該情報の有用性を改善するために何を行うことができるのかを理解したいと考えている。

### 背 景

#### リース期間

IFRS 第 16 号は、リース期間を次のように定義している。「借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に下記の両方を加えた期間

- (a) リースを延長するオプションの対象期間（借手が当該オプションを行使することが合理的に確実である場合）
- (b) リースを解約するオプションの対象期間（借手が当該オプションを行使しないことが合理的に確実である場合）」

リース期間を決定し、リースの解約不能期間の長さを評価するためには、企業は契約の定義を適用して、契約が強制可能な権利及び義務を生じさせる期間を決定することを要求される。

借手がリースを延長するオプションを行使すること、又はリースを解約するオプションを行使しないことが合理的に確実であるかどうかを評価するためには、企業は、借手がリースを延長するオプションを行使すること又はリースを解約するオプションを行使しないことへの経済的インセンティブを生じさせるすべての関連性のある事実及び状況を考慮することを要求される。特定の状況において、IFRS 第 16 号は、リースを延長又は解約するオプションを見直すことを借手に要求している。

企業は、リースの解約不能期間に変化がある場合に、リース期間を改訂することを要求される<sup>10</sup>。

## 割引率

リースの開始日において、借手はリース負債を同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定することを要求される。借手は、リースの計算利率が容易に算定できる場合には、当該利率を用いてリース料を割り引く。そうでない場合には、借手は借手の追加借入利率を用いる。

IFRS 第 16 号は、借手の追加借入利率を次のように定義している。「借手が、同様の期間にわたり、同様の保証を付けて、同様の経済環境において使用権資産と同様の価値を有する資産を獲得するのに必要な資金を借り入れるために支払わなければならないであろう利率」<sup>11</sup>

IFRS 第 16 号は、開始日後にリース負債を再測定する際に、借手が変更なしの割引率又は改訂後の割引率を用いることを要求される状況を定めている（セクション 4 参照）。

## 変動リース料

リース負債の測定には、固定リース料、実質上の固定リース料及び指数又はレートに応じて決まる変動リース料が含まれる（その他の支払も含む）。

指数又はレートに応じて決まる変動リース料には、消費者物価指数に連動した支払、ベンチマーク金利に連動した支払、市場の賃貸料率の変動を反映するように変動する支払が含まれる。実質上の固定リース料とは、形式上は変動可能性を含んでいるが実質上は不可避である支払である。

借手は、リース負債の測定から除外した変動リース料（例えば、借手の収益の一定率に基づくリース料）を、当該支払の契機となった事象又は状況が生じた期間において純損益に認識することを要求される。IFRS 第 16 号は、リース負債の測定から除外した変動リース料に係る費用を開示することを借手に要求している<sup>12</sup>

---

<sup>10</sup> IFRS 第 16 号の第 18 項から第 21 項及び B34 項から B41 項並びに付録 A 参照。

<sup>11</sup> IFRS 第 16 号の第 26 項及び付録 A 参照。

<sup>12</sup> IFRS 第 16 号の第 27 項から第 28 項、第 38 項、第 53 項及び B42 項参照。

## スポットライト 2 — 借手による判断の適用及びそれによりもたらされる情報の有用性についての見方

### リース期間

多くの利害関係者（大半は基準設定主体と作成者）が、リース期間の決定には複雑な判断が伴うと述べた。初期的なフィードバックは、「合理的に確実」という閾値の評価、契約が強制可能な権利及び義務を生み出すかどうかの判定、及び何がペナルティを構成するのかの決定は、企業が IFRS 第 16 号を適用する際に行う最も困難な判断の一部であることを示唆している。

一部の利用者は、リース期間を決定するために必要となる判断は、場合によっては財務情報の比較可能性を低下させると述べた。これらの利用者は、場合によっては、企業が IFRS 第 16 号に従って決定したリース期間が彼らの予想（過去の実務、企業の事業モデル、同業他社が決定したリース期間又は企業が資産の減損テストを行う際に行う仮定に基づいている場合がある）と不整合であったとも述べた。

### 割引率

利害関係者は、リースの計算利率について具体的にコメントして、これらの率は直接には観察可能ではないか又は容易には決定できないと述べた。

一部の利害関係者は、追加借入利率の決定には重大な判断が伴い、不適切に適用された場合には、同様の契約について決定される割引率の差異を生じさせるか又は企業の借入利率を反映しない率となる可能性があるとして述べた。

一部の利用者は、場合によっては、割引率を決定するために必要となる判断の使用が財務情報の比較可能性を低下させると述べた。逆に、他の利用者は、借手による IFRS 第 16 号に従ったリース負債の決定は、IAS 第 17 号に従って報告された情報に基づく将来のリース料の現在価値の見積りよりも正確であると述べた。

### 変動リース料

一部の利害関係者は、変動リース料が次のいずれかである（又はどれでもない）かどうかを判定することが困難な場合があると述べた。

- (a) 指数又はレートに応じて決まる変動リース料
- (b) 将来の業績又は原資産の使用に連動した変動リース料
- (c) 実質上の固定リース料

少数の利用者が、リース負債の測定に含まれている変動リース料と含まれていない変動リース料との間の異なる会計処理に関するより一般的な懸念を示した（特に、借手がこの 2 種類のリース料に関して不十分な情報しか開示していない場合）。

質問 2 — 借手による判断の適用からもたらされる情報の有用性

- (a) 借手による判断の適用からもたらされる財務情報の有用性が、おおむね IASB が予想したとおりであることに同意するか。借手による判断の適用が財務諸表の有用性に対して著しい負の影響を有するという見解である場合には、その理由を説明されたい<sup>13</sup>。
- (b) IFRS 第 16 号の要求事項が、企業が適切な判断を行うための明確で十分な基礎を提供していること及び当該要求事項が一貫性をもって適用できることに同意するか。同意しない場合には、その理由を説明されたい。
- (c) 回答者が、IASB は借手による判断の適用からもたらされる財務情報の有用性を改善すべきであるという見解である場合には、次のことを説明されたい。
  - (i) IASB が要求事項にどのような修正を加えることを提案するか（及び解決策の便益がコストをどのように上回るのか）
  - (ii) 借手による判断の適用に関するどのような追加的情報の開示を IASB が企業に要求することを提案するか（及び便益がコストをどのように上回るのか）

9 ページから 10 ページの「質問への回答のためのガイダンス」参照。

<sup>13</sup> セクション 4 は、割引率及びリース負債の事後測定に関する要求事項を適用することの継続的成本をより詳細に論じている。これらの要求事項を適用することの継続的成本が IASB の予想よりも著しく高いことを示す証拠がある場合には、セクション 4 を参照されたい。

### 3. 借手のリース関連キャッシュ・フローに関する情報の有用性

#### 文 脈

IASB は、借手が表示又は開示するリース関連キャッシュ・フローに関する情報の質及び比較可能性に対して意図されている改善がおおむね予想どおりであるかどうかを理解したいと考えている。この情報要請に対する利害関係者のフィードバックは、IASB のキャッシュ・フロー計算書及び関連事項に関するリサーチ・プロジェクトに情報を提供することになり、IASB はフィードバックに対して当該プロジェクトによって対処する方が良いと判断する可能性がある。

#### 背 景

財政状態計算書と純損益計算書との関連付けを維持するために、借手はキャッシュ・フロー計算書において次のような分類をすることが要求される。

- (a) リース負債の元本部分に係る現金支払を財務活動に分類する。
- (b) リース負債の利息部分に係る現金支払を IAS 第 7 号に従って分類する。
- (c) 短期リース料、少額資産のリースに係る支払及びリース負債の測定に含まれていない変動リース料を営業活動に分類する。

IFRS 第 16 号は、リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額を開示することを借手に要求している。IFRS 第 16 号は、リースが借手のキャッシュ・フローに与える影響を評価するための基礎を利用者に与えるために、リース活動に関する追加の定性的情報及び定量的情報を開示することも借手に要求している。この追加の情報には、借手が晒される可能性のある将来のキャッシュ・アウトフローに関する情報のうちリース負債の測定に含まれていないものが含まれる可能性がある<sup>14</sup>。

IAS 第 7 号の第 43 項から第 44E 項は、企業に次のことを要求している。

- (a) 投資及び財務の非資金取引をキャッシュ・フロー計算書から除外し、それらを財務諸表注記に開示する。非資金取引の例は、直接関連する負債の引受け又はリースによる資産の取得である。
- (b) 財務活動から生じる負債（リース負債を含む）の変動を利用者が評価できるようにする情報を開示する。これにはキャッシュ・フローから生じる変動及び非資金変動の両方が含まれる。

<sup>14</sup> IFRS 第 16 号の第 50 項、第 53 項(g)及び第 59 項参照。

### スポットライト 3 — 借手のリース関連キャッシュ・フローに関する情報の有用性についての見方

大半の利害関係者は、IFRS 第 16 号が、借手が財務諸表において表示及び開示するリースに関する情報の透明性及び質を改善したと述べた。しかし、一部の利害関係者（一部の利用者及び作成者を含む）はキャッシュ・フロー計算書におけるリース関連キャッシュ・フローの表示及び関連する開示に関して懸念を示した。これらの利害関係者は次のように述べた。

- (a) キャッシュ・フロー計算書におけるリース関連キャッシュ・フローの表示は、利用者が分析するには複雑である。その理由は、
  - (i) リース負債の元本部分に係る現金支払は財務キャッシュ・フローに表示される。
  - (ii) 利息支払額は（他の利息支払額とともに）営業活動又は財務活動に表示される場合がある。
  - (iii) 変動リース料（リース負債の測定に含まれていない）は営業活動に表示される<sup>15</sup>。
- (b) IFRS 第 16 号で要求されてはいるが、一部の企業はリースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額を開示しておらず、その場合、一部の利用者は減価償却費及び利息費用をリースのキャッシュ・アウトフローの代用数値として用いている。利用者は、この 2 つの金額は異なる可能性があることを認識した。個々のリースに係る利息費用は「前倒し」で計上されるからである。

コメントの中で、これらの利害関係者は IASB が企業に次のことを要求することを提案した。

- (a) 資産をリースする企業と資産を購入するために資金を借り入れる企業との間の比較可能性を改善するために、リースの当初認識に関連する非資金取引に関する情報を提供する<sup>16</sup>。一部の利用者は、使用権資産の増加に関する情報が借手の資本的支出に関する情報の代用数値として機能する可能性があることを認識した。
- (b) リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額に関する情報を元本部分と利息部分に分解して提供する。
- (c) これらの取引の実質を忠実に表現するために、一部のリースのキャッシュ・フローを営業キャッシュ・フローに表示する。小売及び電子通信のセクターにおける一部の作成者は、リースを行う決定は財務の決定（又は資産の購入又はリースの間での決定）ではなく必然であると述べた。一部の資産は購入できないからである（例えば、ショッピングモールにおける小売スペース又は電子通信施設を設置するためにリースされる屋上の一部分）。

<sup>15</sup> IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」は、大半の企業について利息キャッシュ・フローに関する表示の選択肢を削除した。利息支払額は一般的には財務活動からのキャッシュ・フローに分類される。当該基準書は 2027 年 1 月 1 日以後開始事業年度に適用される。

<sup>16</sup> 企業が資産を購入するために借入を行う（その結果、企業が借入による現金収入を受け取る）場合、借入による現金収入を財務活動、資産を購入するための現金支払を投資活動に表示する。逆に、直接関連する負債を引き受けること又はリースによる資産の取得は、キャッシュ・フローに対する当初の直接の影響がない IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の第 44 項における非資金取引の例である。これらの取引が経済的に類似しているかもしれないが、契約上のキャッシュ・フローが異なり、キャッシュ・フロー計算書では異なる記載となる。しかし、資産の購入者が支払期限の延長を供給者と交渉する場合には、キャッシュ・フローの記載が借手の記載と同様になる。

質問 3 — 借手のリース関連キャッシュ・フローに関する情報の有用性

借手が表示し開示するリース関連キャッシュ・フローに関する財務情報の質及び比較可能性の改善がおおむね IASB が予想したとおりであることに同意するか。改善が期待よりも著しく低いという意見である場合には、その理由を説明されたい。

9 ページから 10 ページの「質問への回答のためのガイダンス」参照。

## 4. 借手による測定の要求事項の適用のための継続的成本

### 文 脈

このセクションは、継続的成本が予想よりも高くなる可能性に関しての懸念の原因として利害関係者が識別した IFRS 第 16 号の要求事項のいくつかについて論じる。

IASB は、リース負債の測定に関する要求事項が、予想よりも著しく高い継続的成本の原因となっているかどうか、及びそうである場合に、利害関係者は IASB がリースに関する財務情報の有用性に著しく影響を与えずにこれらのコストをどのように低減させることを提案するのかを理解したいと考えている。

### 背 景

#### 割引率

セクション 2 参照。

#### リース負債の事後測定

リースの開始日後において、IFRS 第 16 号は借手がリース負債を次のことによって測定することを要求している。

- (a) リース負債に係る利息を反映するように帳簿価額を増額する。
- (b) 支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額する。
- (c) 見直し又はリースの条件変更を反映するか、又は改訂後の実質上の固定リース料を反映するように帳簿価額を再測定する<sup>17</sup>。

#### リース負債の見直し

IFRS 第 16 号は、リース料の変動を反映するためにリース負債を再測定すること及びリース負債の再測定の金額を使用権資産の修正として認識することを借手に要求している。借手は改訂後のリース料を次の割引率を用いて割り引くことによってリース負債を再測定する。

- (a) 次のいずれかに変化がある場合には、改訂後の割引率
  - (i) リース期間
  - (ii) 原資産を購入するオプションの判定
- (b) 次のいずれかに変化がある場合には、変更のない割引率
  - (i) 残価保証に基づいて支払われると見込まれる金額

---

<sup>17</sup> IFRS 第 16 号の第 36 項から第 38 項参照。

## IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー

- (ii) 将来のリース料の算定に使用される指数又はレートの変動による将来のリース料<sup>18, 19</sup>

### リースの条件変更

IFRS 第 16 号は、リースの条件変更を「リースの当初の契約条件の一部ではなかったリースの範囲又はリースの対価の変更」と定義している。

借手は、条件変更により次のようになる場合に、リースの条件変更を独立したリースとして会計処理することを要求される。

- (a) 1 つ又は複数の原資産を使用する権利を追加することによって、リースの範囲を増大させる。
- (b) 範囲の増大分に対する独立価格に見合った金額だけ対価を増大させる。

その他の場合には、借手は、リース負債の再測定を次のことによって会計処理することを要求される。

- (a) リースの範囲を減少させるリースの条件変更について使用権資産の帳簿価額を減額する。借手は、リースの部分的又は全面的な解約に係る利得又は損失を純損益に認識する。
- (b) 他のすべてのリースの条件変更について、使用権資産に対して対応する修正を行う<sup>20</sup>。

### スポットライト 4 — 借手による測定の要求事項の適用のための継続的成本についての見方 割引率

一部の作成者及び基準設定主体は、割引率（借手の追加借入利率）の決定は複雑性があるため依然として高コストであり困難であると述べた。一部の利害関係者は、借手がリース負債を再測定する際に改訂後の割引率を決定するという要求は、IFRS 第 16 号の適用の継続的成本が高くなる原因となるとも述べた。

一部の利害関係者は、IASB は追加借入利率の決定に関する追加的なガイダンスを提供すべきであると述べた。他の利害関係者は、IASB は要求事項のコストと便益のバランスを改善するために要求事項を簡素化すべきであると述べた。

### リース負債の事後測定

一部の利害関係者（主に作成者及び基準設定主体）が、リース負債の事後測定についての要求事項のコストと便益のバランスに関する懸念を示した。初期的なフィードバックは次のことを示唆している。

- (a) 改訂後の割引率を決定するのにコストがかかる。

<sup>18</sup> IFRS 第 16 号の第 39 項から第 43 項参照。

<sup>19</sup> ただし、(b)について、リース料の変動が変動金利の変動から生じる場合には、借手は金利の変動を反映する改訂後の割引率を用いる（変更のない割引率を用いるのではなく）ことを要求される。

<sup>20</sup> IFRS 第 16 号の第 44 項から第 46 項及び付録 A 参照。

- (b) リース負債の見直し（又はリースの条件変更）の契機となる事象が一部の産業セクターでは頻繁に発生しており、複雑な契約条件を有する可能性のある大規模な契約のポートフォリオに影響を与えている。状況によっては、再測定の会計処理には多大なリソース及び多くの場合に自動化できない手作業（契約の変更の分析など）を要する。
- (c) 要求事項の一部は適用するのが複雑である場合である。例えば、状況によっては、使用権資産の修正として認識する金額及び純損益計算書に認識する金額を決定することが困難である可能性がある（リース負債の見直しとリースの範囲を減少させるリースの条件変更が同時に発生する場合）。
- (d) リース負債の頻繁な再測定は財務情報の透明性を改善せず、それによりもたらされる情報には重要性がない可能性がある。
- (e) 将来のリース料の算定に使用される指数又はレートの変動から生じる将来のリース料の変動の会計処理が、継続的コストを高くする原因となっている。IFRS 第 16 号は、借手がリース負債の再測定の金額を決定し、使用権資産の帳簿価額を修正することを要求しており、これは将来の期間における減価償却費に影響を与える。

#### 質問 4 — 借手による測定の要求事項の適用のための継続的コスト

- (a) IFRS 第 16 号における測定の要求事項の適用の継続的コストが、おおむね IASB が予想したとおりであることに同意するか。継続的コストが予想よりも著しく高いという見解である場合には、その理由を、企業固有の事実及び状況（IT ソリューションなど）がこれらのコストをどのように増加させているのかを考慮して、説明されたい。
- (b) 継続的コストが予想よりも著しく高いという見解である場合には、リースに関する財務情報の有用性に対して著しい負の影響を生じさせずに IASB がどのようにこれらのコストを低減させることを提案するのかを説明されたい。

9 ページから 10 ページの「質問への回答のためのガイダンス」参照。

## 5. 将来の経過措置の改善の可能性

### 文 脈

IASB は、将来の経過措置をどのように改善できるのかを理解したいと考えている。

### 背 景

IFRS 第 16 号は 2019 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に発効し、当該基準書を導入する企業にコスト救済措置を提供するためのいくつかの簡素化及び実務上の便法を含んでいた。IFRS 第 16 号は借手が当該基準書を次のいずれかの方法で適用することを認めている。

- (a) IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って表示する過去の報告期間のそれぞれに遡及適用する。
- (b) 遡及適用（比較財務情報は修正再表示せずに）して、IFRS 第 16 号の適用開始による累積的影響額を適用開始日に利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目）の期首残高の修正として認識する<sup>21</sup>。

借手が IFRS 第 16 号を比較情報を修正再表示せずに遡及適用することを選択する場合、IFRS 第 16 号は、その借手が、過去にオペレーティング・リースに分類したリースに係る使用権資産を次のいずれかの方法で測定することを認めている。借手が当該基準書をずっと適用していたかのように測定するか、又はリース負債に基づく金額で測定するかである<sup>22</sup>。IFRS 第 16 号は他のいくつかの実務上の便法を含んでいる<sup>23</sup>。

#### スポットライト 5 — 経過措置についての見方

利害関係者は、企業は両方の移行方式を使用してきたと述べた。フィードバックが示すところでは、修正遡及アプローチ（比較情報の修正再表示を行わない）がコストと便益の理由でより一般的に用いられていて、企業は実務上の便法を有用と考えていた。

一部の利用者は、経過措置のオプション、実務上の便法及び過去のオペレーティング・リースに係る使用権資産を測定するための異なるアプローチは、利用者のモデルに影響を与え、データ分析を複雑にさせたと述べた。しかし、ほとんどの利用者は、企業は IFRS 第 16 号の導入が企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与えた影響を利用者が理解できるようにするのに十分な情報を提供していたと述べた。特に、利用者は、借手が IFRS 第 16 号に従って認識したリース負債を IAS 第 17 号に従って過年度の財務諸表に開示したオペレーティング・リース約定と調整するという要求を有用と考えた。

一部の作成者は、移行時における IT ソリューションの利用可能性の欠如についてコメントした。

<sup>21</sup> IFRS 第 16 号の C5 項から C7 項参照。

<sup>22</sup> IFRS 第 16 号の C8 項(b)参照。

<sup>23</sup> IFRS 第 16 号の C3 項から C4 項及び C10 項参照。

質問 5 — 将来の経過措置の改善の可能性

IFRS 第 16 号への移行の経験に基づいて、将来の基準設定プロジェクトにおいて経過措置を開発する際に、IASB が何かを異なる方法で行うことを提案するか。その場合、回答者のアイデアで次のことがどのように確保されるのかを説明されたい。

- (a) 利用者が、新しい要求事項が企業の財務業績、財政状態及びキャッシュ・フローに与える影響を理解できるようになるのに十分な情報を得ること
- (b) 作成者が新しい要求事項を初めて適用する際に、移行のコストを適切に低減させることができること

9 ページから 10 ページの「質問への回答のためのガイダンス」参照。

## 6. IFRS 第 16 号の影響の評価に関連性のあるその他の事項

### IFRS 第 16 号の他の IFRS 会計基準書とともに適用することの影響

多くの利害関係者が、IFRS 第 16 号の要求事項の他の IFRS 会計基準書との適用の影響についてコメントした。彼らはほとんど IFRS 第 16 号と IFRS 第 9 号「金融商品」との関係又は IFRS 第 16 号と IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」との関係についてコメントした。IASB は、利害関係者がスポットライト 6.1 から 6.3 に記述した事項をどのくらいの頻度で観察したのか及びこれらの事項が情報の有用性に著しく影響を与えたかどうかを理解したいと考えている。また、IASB は、要求事項の明瞭性を改善し企業が要求事項を一貫性をもって適用するのに役立てるために、IASB がどのようなことを行うことを利害関係者が提案するのも理解したいと考えている。

#### スポットライト 6.1 — 賃料減免に IFRS 第 16 号を IFRS 第 9 号とともに適用することについて の見方

IFRS 解釈指針委員会（委員会）は、リース契約の唯一の変更が、当該契約に基づいて借手から受けるリース料を貸手が放棄して借手のリース負債の部分的な消滅となる賃料減免を貸手がどのように会計処理するのかを議論した。その議論は、借手が IFRS 会計基準における原則及び要求事項を適用して賃料減免を 2 つの方法で会計処理することができることを強調した。借手は次のいずれかを行うことができる。

- (a) IFRS 第 9 号の 3.3.1 項及び 3.3.3 項をリース負債の消滅した部分に適用する—このようなアプローチは、借手がリース料の免除の影響を賃料減免が付与された日に純損益に認識する結果となる。
- (b) リース料の免除を IFRS 第 16 号におけるリースの条件変更の要求事項を適用して会計処理する—このようなアプローチは、借手がリース料の免除の影響を使用権資産の帳簿価額の減額として認識する結果となる。

委員会は、IASB が狭い範囲の基準設定プロジェクトへの着手を検討するよう提案した。IFRS 第 16 号で定義されているリースの条件変更と IFRS 第 9 号に従って会計処理されるリース負債の消滅（又は部分的な消滅）を借手がどのように区別するのかを明確化するものである。

初期的なフィードバックでは、借手が賃料減免を会計処理するために IFRS 第 16 号を IFRS 第 9 号とともにどのように適用するのかが依然として不明確であること及びこの明瞭性の欠如が情報の有用性に重大な影響を与える可能性があることが示唆されている。

質問 6.1 — 賃料減免に IFRS 第 16 号を IFRS 第 9 号とともに適用すること

- (a) スポットライト 6.1 に記述した種類の賃料減免をどのくらいの頻度で観察したか。
- (b) 報告される金額に重要性がある影響を与えたか又は与えると見込まれる、賃料減免を借手が会計処理する方法における不統一（それにより情報の有用性が低下する）を観察したか。
- (c) IASB が要求事項の明瞭性を改善するために行動すべきであるという見解である場合には、提案する解決策を記述し、その解決策の便益がどのようにコストを上回るのかを説明されたい。

9 ページから 10 ページの「質問への回答のためのガイダンス」参照。

スポットライト 6.2 — セール・アンド・リースバック取引における資産の譲渡が売却であるかどうかを評価する際に IFRS 第 16 号を IFRS 第 15 号とともに適用することについての見方

IFRS 第 15 号の適用後レビューにおいて、一部の利害関係者が、セール・アンド・リースバック取引における資産の譲渡が IFRS 第 15 号に従って売却であるかどうかを評価する方法についての追加のガイダンス又は設例を要望した。IASB はこの事項に関する追加の証拠を IFRS 第 16 号の適用後レビューにおいて収集することを決定した。

初期的なフィードバックでは、状況によっては、セール・アンド・リースバック取引における売手である借手による資産の譲渡が IFRS 第 15 号に従って売却であるかどうかを決定することが困難である可能性があることが示唆されている。一部の利害関係者は、この判断を行う上での困難が次の場合に生じる可能性があるとして述べた。

- (a) リースバック取引における売手である借手の更新オプションで、売手である借手が原資産の残りの経済的耐用年数のほとんど全部にわたりリースを延長することが認められる場合
- (b) 建物の全体が売却され、当該建物の一部分（例えば、あるフロア）のみがリースバックされる場合
- (c) 売手である借手が、売却した資産とは異なる資産をリースバックする場合（例えば、売手である借手が未改装の建物を売却して改装後の建物をリースバックする場合）
- (d) 買手である貸手が資産の売却を決定するときに借手が先買権を有する場合
- (e) 買手である貸手がリースバックをファイナンス・リースに分類する場合

一部の利害関係者は、次のことが不明確であるとも述べた。

- (a) 原資産に対する支配の移転の判定をその後に見直すことができるかどうか（例えば、買戻しオプションが行使されずに期限満了となった場合）
- (b) リースバックの資産価値又は資産耐用年数がどのような比率なら、取引を売却として会計処理することができなくなるのか

**質問 6.2 — セール・アンド・リースバック取引における資産の譲渡が売却であるかどうかを評価する際に IFRS 第 16 号を IFRS 第 15 号とともに適用すること**

- (a) セール・アンド・リースバック取引における資産の移転が売却であるかどうかを評価するにあたっての困難を、どのくらいの頻度で観察したか。
- (b) 報告される金額に重要性がある影響を与えたか又は与えると見込まれる、売手である借手による支配の移転の判定における不統一（それにより情報の有用性が低下する）を観察したか。
- (c) 資産の譲渡が売却であるかどうかを売手である借手が判定するのを支援するために IASB が行動すべきであるという見解である場合には、提案する解決策を記述し、その解決策の便益がどのようにコストを上回るのかを説明されたい。

9 ページから 10 ページの「質問への回答のためのガイダンス」参照。

**スポットライト 6.3 — セール・アンド・リースバック取引における利得又は損失の認識に IFRS 第 16 号を IFRS 第 15 号とともに適用することについての見方**

IFRS 第 16 号を開発する際に、IASB は、売手である借手がセール・アンド・リースバック取引における完了した売却について認識する利得又は損失は、買手である貸手に移転された権利に係る利得又は損失の金額を反映すべきであると決定した。IFRS 第 16 号「リース」に関する結論の根拠の BC266 項は、この決定についての IASB の論拠を説明している。IASB は、セール・アンド・リースバック取引における資産の売却について認識される利得の金額を制限することで、望むような会計上の結果を達成するためにそうした取引を行うインセンティブが減少すると予想した。

初期的なフィードバックでは、一部の利害関係者がセール・アンド・リースバック取引における部分的な利得又は損失の認識に関して懸念を有していることが示唆されている。彼らの見解では、そのような会計処理は、IFRS 第 16 号におけるセール・アンド・リースバック取引の要求事項が参照している IFRS 第 15 号における会計モデルと不整合であるからである。コメントの中で、利害関係者は次のように述べた。

- (a) セール・アンド・リースバック取引における使用権資産及びリース負債の測定が、セール・アンド・リースバック取引の一部ではないリースから生じた資産及び負債についての当初測定の要求事項と異なっている。
- (b) 部分的な利得又は損失認識モデルは、企業が複雑な計算を行うことを要求する可能性があり、利用者が理解して将来キャッシュ・フローの予測に利用することが困難である。

質問 6.3 — セール・アンド・リースバック取引における利得又は損失の認識に IFRS 第 16 号を IFRS 第 15 号とともに適用すること

- (a) セール・アンド・リースバック取引において企業が認識する利得（又は損失）の金額を制限することが、有用な情報をもたらすことに同意するか。
- (b) IASB が IFRS 第 16 号を公表した以降に、部分的な利得又は損失の認識の要求事項の適用のコスト及びそれによりもたらされる情報の有用性が予想されたのと著しく異なることを示唆するような、どのような新たな証拠又は議論を識別したか。
- (c) 部分的な利得又は損失の認識の要求事項の適用のコストと便益のバランスを IASB が改善すべきであるという見解である場合、提案する解決策を記述されたい。

9 ページから 10 ページの「質問への回答のためのガイダンス」参照。

その他の事項

利害関係者は、この適用後レビューに関連性のあるその他の事項のうちこの情報要請における他の質問では具体的にカバーされていない事項に関するフィードバックを共有する機会も与えられている。

質問 6.4 — IFRS 第 16 号の影響の評価に関連性のあるその他の事項

IASB が IFRS 第 16 号の適用後レビューの一環として検討すべき追加的な事項はあるか。それがある場合、その理由を 7 ページに示した適用後レビューの目的を考慮して説明されたい。

9 ページから 10 ページの「質問への回答のためのガイダンス」参照。



# IFRS<sup>®</sup>

Foundation

Columbus Building  
7 Westferry Circus  
Canary Wharf  
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**

Email **customerservices@ifrs.org**

**[ifrs.org](http://ifrs.org)**

The IFRS Foundation has trade marks registered around the world, including 'FSA<sup>®</sup>', 'IASB<sup>®</sup>', 'IFRS<sup>®</sup>', 'International Financial Reporting Standards<sup>®</sup>', 'ISSB<sup>®</sup>', and 'SASB<sup>®</sup>'. For a full list of our registered trade marks, visit [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org).